

総務建設常任委員会

平成30年3月22日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成30年3月22日（木） 午前9時30分 開会
午後0時05分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	下村正樹
副委員長	岡本吉司
委員	吉村始
〃	松林謙司
〃	川村優子
〃	増田順弘
〃	吉村優子
〃	西川弥三郎

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	梨本洪珪
〃	谷原一安
〃	西井覚

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
企画部長	飯島要介
企画部理事兼 企画政策課長	岸本俊博
〃 補佐	高垣倫浩
監査委員事務局長	吉田賢二

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明
書記	吉田賢二
〃	高松和弘
〃	山岡晋

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第15号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告1関係）

議第16号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告2関係）

議第17号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告3関係）

開 会 午前9時30分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

きのうは祭日でしたけど、本当に3月議会、連日、いろいろ審議いただきましてありがとうございます。あしたは最終の本会議ということで、これもよろしくお願ひしたいのと、きょうも足元の悪い中、来ていただきまして本当にありがとうございます。最後までよろしくお願ひ申し上げます。

また、委員外議員として梨本議員、谷原議員の2名の議員の方が参加してもらっております。よろしくお願ひ申し上げます。

また、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますのでマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

ここで、本日の委員会運営についてお諮りをいたします。先日の委員会におきまして、皆さんにご議論いただいた結果、引き続き審査を要するというので審査を継続とさせていただいておりました議第15号、議第16号及び議第17号の訴えの提起3議案につきまして、本日の予備日を利用し、引き続き審査をいたします。本3議案につきましては関連しておりますので、前回と同様に一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

下村委員長 西川委員。

西川委員 委員長、この前の委員会は何やったんか、おれ、ちょっとよう何のための委員会なのか、委員長が決めはってんから、そらしゃあないけれども。討論、採決、そら、委員長の権限でできんのか知らんけれども、そもそも9日に何時間もかけて、そら議員も深刻に捉えているから何時間もかけて、継続にするのか、いやこれを本会議の方でかけんのかということ、せんど議論やって、それで、9日に賛成多数で継続審査といって採決はしてるねやん。何で、きょう、この委員会をやるねん。

そのときに、いやいや、新聞でいろいろ書いているけれども、監査請求が出て、監査から勧告が来たから、肃々とかいうふうなことで議会に諮りますねんと。議会に初めて諮ってきたから、このことについて、余りにもわしらは情報不足やから、こういうことをやってくれと言うとんのに、いやいや、そもそもや、委員長。このことで、そもそも委員会を開くこと。その中で、何で採決をとらなあかんの。説明したいねやったら、理事者がいやいや報告不足でした、いやいや議員に対して、議会に対して報告をちゃんとしたいさかい、委員会の席で報告したいさかいというねやったら、別に聞いてもええよ。何でも、情報やから。委員長、1議案ごとに採決って言ったけど、もうしたあるやんけ。これ、どうすんのかな。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 この前の理事者側の説明不足だというふうな話があって、理事者の方から丁寧な説明を、まあいうたら、今回の件について説明が足りないからもう一回ちょっと諮る場所が必要やと

いうふうなことで、今回、委員会の場を設けられた。私は、継続をするということで設けられたんだろうというふうに理解はしておるんですけども、ですので、この場において、きょう、ちょっと資料を見てみましたら、例えば平成29年12月18日に、市長から監査委員に対して監査結果に係る措置についてというのを出されていますけども、これはもう既に私ども議会の方には、去年の12月20日の全員協議会の席で、副市長の方から説明をいただいています。いろいろと、私としては、理事者の方とすれば相応に報告もしてやったださっている、私個人としては思っているんですけども、これが足りないというご意見もありましたんで、それに対してやっぱり当然理事者側としては説明をしなきゃいかんというふうなことで、今回、この委員会を設けられたということだろうと思います。

きょうも、けさの奈良新聞もちょっと焼いてきましたけど、葛城市の道の駅不正支出についてやるということでもありますんで。

下村委員長 議長。

吉村委員 この件は継続になりましたけれど、その継続の理由として、説明が足りないという話がありましたので、議会といたしましては、この会期中にもう一度丁寧に説明していただいて、それでもう一度諮っていただきたいということをお願いしました。

このことは、正副議長、それから正副委員長、それから議運の正副委員長も入っていただいて決めたことです。ご理解いただきたいと思います。

下村委員長 西川委員。

西川委員 こういう委員会の運び方ができんねやったら、委員長が判断してやると言われるのやったらやったらええけれども。説明不足がどうのこうのという理事者側の言い分を一々聞いて、それで、いや、これは思いどおりにならんかったさかいに、議会にもう一回説明すんねんと。委員長、その判断をして、こういう委員会の運び方ができんねやったら。

下村委員長 傍聴者の方、お静かに願います。今度、そういう声を出されたら、退場ということにさせていただきます。

西川委員 そういうふうなことで、9日にせんどやって、それで継続になって、19日の1時からこれについて、やっぱり特別委員会を設置してきちっと調査せなあかんなど。こういうふうなことを、協議会も開きながらやったわけですよ。そしたら、継続に一旦なつたやつを、きょうは総務建設常任委員会として、これは継続になって特別委員会を設置するというふうな結論になったということを委員会に諮んのならまた別やけれども、こんなもん、何時間もやったやつをもう一回持ち帰って、そういうふうなことをやれるちゅうんやったら、そんなことをやったら、議会の運営の仕方が、その恣意によって、理事者の意向によって、委員会のあり方、議会のあり方が変わってきまっせ。そこだけはきっちり踏まえて、委員長、判断してもらわな。

下村委員長 吉村議長。

吉村委員 ちょっと1つ訂正してください。理事者側から何も頼まれていませんから。私は、議会として、素早く対応するという意味で、今回、こういうふうな委員会を設けようということと相談させていただいただけですので。

今おっしゃいました特別委員会か百条委員会かと審議しましたがけれども、それは道の駅全体について、これ以外にまだまだいろいろ出てきているので、立ち上げてはどうかという話になっていることだというふうに思います。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 ちょっと今の誤解がありましたので、理事者側から頼まれてとかそういうのじゃなくて、理事者側の説明が不十分だという話が議員の方からあったので開催されたというふうに理解しているというふうに申し上げました。

下村委員長 増田委員。

増田委員 私も、前回のときにも、もう一度ご説明いただけたらなど。というのは、至るところでいろんな情報といいますか、お話を聞いているので、一体どこが真意なんかということも、議員間でもいろいろとご確認させていただきたい事項も多々あるように見受けられましたので、再度説明願ったらどうですかと。その上でということをお願いしたんで、吉村委員とも同じような意見でございます。

下村委員長 何かございますか。

松林委員。

松林委員 私の認識では、この前の9日、総務建設常任委員会に付託された3議案は一応継続審議ということで、そしてまた別な特別委員会を立ち上げて、そしてまたいろいろ調査していくという。その特別委員会で調査した結果が、総務建設常任委員会の審議する材料といいますか、そこら辺に反映されるという認識でおったんですけれども。

それで、19日のときは協議会ですんで、正式にそのことは決まっていなかったのかな、どうなのか。きょうは、改めて一つ一つの議案について継続という形で確認をとるのか、そういう認識でよろしいんか。

下村委員長 西川委員も言われているように、3議案については継続という形で決まったやないかと。確かに決まりました。それで、きょう、委員会を開いて、なぜまた同じことをということなんですけれども、もうちょっと詳しいことも聞きたかったということで、きょう、委員会を開いて、議第15号から17号までのこの3議案について、理事者側からも説明をいただきたいなという意見もありましたので、きょう、委員会を開いたわけなんですけれども。

川村委員。

川村委員 私も私の記憶の範囲ですけれども、まだ議事録等も上がっていませんので、前回の総務建設常任委員会の中で、この3つの訴えの提起が継続にしていってほしいという意見も、私も申し上げました1人ですが、きょう、開催されることについて、さらに詳しい説明をいただくということは、議員として、少しでもこの訴えの提起に対して前向きに審議をしていくという気持ちは変わりありません。ですから、きょうのことは、別にしていってほしいという方向は、前回、私の意見も、ほかの何人かの方も、今、松林委員が言われたと思うんですけれども、やはりこれについて精査をするために、特別委員会なりいろんな特別な調査をしていただくような場所を設けてほしいという意見は申し上げました。その意見がどう反映されるかというのは、次

の協議会で、特別委員会の審議はされましたけれども、やはり直接関係、そこに行き着かなくても、私らがやっぱりそこで精査をした内容について、この訴えの提起に対してしっかりと審議を、責任持って審議をしていくという気持ちでお願いしたつもりなんですけれども、ちょっとそのあたりでちょっと意見が食い違っているんで、今回は継続のままで特別な委員会の中でゆっくり審議をしていくという気持ちは、私自身、変わっていないんですけれども。

下村委員長 基本的には、もう継続ということは決まっているから、その中で内容の説明はしてもらってもいいということですね。

西川委員。

西川委員 セヤから、僕も同じ意見で、委員長が1議案ごとに採決と言うから、それはやめてほしい、当然ながら。理事者そのものが、やっぱり本会議に向けて、再度きちっとこういう説明をしたいねんと。セヤから、委員会を開いてくれと。記録も残したいねんというねやったら、そらよろしいで。セヤけど、いやそれによって、また採決を、9日の委員会をひっくり返すような採決をもう一回やるねんというのは、委員長、ちょっとそれはやめてほしい。

下村委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 いろいろ意見は出ていると思います。確かに3月9日、継続審議になったことは事実やけども、継続審議というのは、それで終わるんじゃなしに、やれば次々と審議をしていく。これが、私は継続審議やと考えていますし、今、出ているように、今のこの3つの訴えの提起と、この前の総務建設常任委員会の協議会で、特別委員会をする、百条委員会をするというような意見も出ていた。その分とこれは切り離さないと、これを特別委員会で審議するというのは、私はおかしいと思います。特別委員会というのは、もちろんこれも一部入るかわからんけども、もっとほかにもいろいろな問題があるということで調査をするというのが特別委員会やねん。これを、一緒に特別委員会に持っていったら、いつまでたったかて、これの決がとれへん。セヤから、これはこれできちっとすべきやと。まだ議会はあしたまであるわけやから、継続審議になったる以上は、この議会で時間があるとしたら、もう一度審議をやって、採決がとれるんなら採決をしていく。それが、私は基本やと思ってるから、私は委員長にもお願いをしました。そこで採決が出て、否決、可決になってあるやつをもう一遍せえというのやったら、それは具合悪いやろけども、継続審議になったるものを次のときに審議していく。私は、これは当然な話やと思うし、やはりこれをやっていこうと思たら、理事者の出席も求めないと、やっぱり質問も出てきたら、議会だけで答弁できる問題でも何でもない。セヤから、理事者も来てもらって、もう一遍審議をやっていくということの基本に立ってということやから、私はそういう考えを持っております。

下村委員長 松林委員。

松林委員 ひとつ訴えるべきか訴えざるべきか賛否を問うということで、総務建設常任委員会に付託されたということなんです。それで、当然、こういう問題が発生したときも、私らは議員でもなかったし、そしてまたそれが理由になってできないちゅうわけやないんですけれども、賛否を問われる以上は、やはりもう少し深く精査したいと。裁くんはあくまでも司法であつて、私らは裁くわけではないんですけれども、訴えるべきか訴えざるべきかということの賛

否を問う以上は、やっぱしそこは慎重にいきたいなど。

それで、この前の話では、岡本委員おっしゃりますけども、そういう一定の方向性で、特別委員会で調査し、そしてこっちはこっちで訴えの提起については継続ということで、一定のそういうことで決まったんです。特別委員会の調査結果に基づいて審議するという1つの方向性は決まったんですわ。

下村委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 いやいや、それは初めから言うてますがな。この件と委員会とは別やということは言うてるけども、数で押されて決まった。

下村委員長 いや、数で押されたというのは、数はやっぱり僕は一番大事やと思います。押されたというのはちょっと。

岡本副委員長 すいません。それは取り消しとして、結局、これは訴えが何で出てきたかということやと思います。このことについては私はこの前も言うたように、住民からもう一遍監査をやり直してくださいと出てきたわけやん。それで、議会選出の監査委員と学識経験者の監査委員が監査をして、そのときに担当者も呼んでどうやねんということをしちっとやって、それで、監査委員がこれは中身的に具合悪い分があるという結論で、この3つについての監査結果が出た。

西川委員 委員長、この議論に入っていくんか、これは採決をすんのか、しやへんのかというて聞いてんねん。

下村委員長 ちょっと待ってください。

岡本副委員長 そういうことで監査結果が出てきたわけやから、私は初めから言うてますやん、特別委員会にこれを含めるのと違うと。別の考えでいかなあかんということ言うてるわけです。あくまでもこれは別の問題や。調査特別委員会をすんのか、百条委員会をすんのかは別として、その問題とこの問題とは全然別個のもんやということをし、初めから言うてるわけやから、そら解釈の仕方が違うんか知らんけども、監査委員も一旦は通した。それをさらにこうするということは、なかなか決断の要ることやん。そこまでして出てきたやつを、私は決めるべきやというふうに思っています。

下村委員長 松林委員。

松林委員 今、岡本委員のおっしゃったこと、僕もそういう考えやったんですわ。それで、継続でやっっていこうという考えやったんです。けども、この前の協議会で、やっぱりそういう一定の方向性、特別委員会を立ち上げて、そしてこっちはあくまでも総務建設常任委員会の方の議案については、どこまでもやっぱし継続審議ということで、そういうふうになったんで、私もそういう一定の方向性に認識しとりました。そういうふうな形でいくもんやと。私も、岡本委員のお考えと、切り離して考えてほしかったんですわ。けども、そういうことに決まりましたんで、私はそういう認識で今ここに来ております。

下村委員長 ちょっと事務局長から説明してもらいます。

局長。

中井事務局長 事務局長の中井でございます。

今回、再度審議を願うわけですが、先ほど、一括質疑、討論、採決と委員長が言われましたが、これは委員長口述でございまして、あくまでももう一度理事者の方から訴えの提起の説明を受けて審議いただいて、そこで意見がまとまったら、討論、採決まで行きますけども、意見がまとまらなければ、また前回と同じような結果になっても、これはいたし方ないと思っております。ただ、議会といたしましては、継続審議になっておりますので、そこはもう一度、議長も先ほど言われましたように、時間がある限り審議するというのが、議会の努力義務やと私は思っております。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 今、局長が議会の努力義務というふうにおっしゃいました。きょう、理事者側から新たな説明を聞かせてもらいます。より詳しく聞けるし、質問もすることができます。これを受けて、やはりそれに伴って、しっかりとこの場で議論をするのが市民目線というか、議会の役割やと私は思います。これ、説明はしたらええがなと。せやけども、決まってんねんというんやったら、これはこの議会の意味がないというふうには思います。なので、ここはしっかりと話を聞いて、議論して、再度結果というか、もう一回皆さんで再度考えるということが大事だというふうには思います。もう決まったことやから、意に沿わないからというふうな発言もさっきありましたけれども、そうじゃなくて、やはりおかしいと思うところはとことん聞いて、納得した上でもう一回決をとるとのことだろうと思います。

下村委員長 西川委員。

西川委員 黙って聞いてるけれども、意に沿わないからとか、何ちゅう発言をするねん。委員長、これは訂正してや。はっきりと委員会で何時間もかけて、これを継続審議という採決をしたんや。その委員会のあり方が、本当にまたこれをやるというあり方がええんかというて聞いているだけで、このことを意に沿わんから、おれがこうやっていると、西川がこうやっていると、そういう表現をされたら、意に沿わんとは違うで。

下村委員長 暫時休憩します。

休 憩 午前 9時55分

再 開 午前10時10分

下村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議第15号から議第17号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、再度、提案者の内容説明を求めます。

飯島企画部長。

飯島企画部長 おはようございます。企画部長の飯島でございます。

ただいま議題となりました議第15号から議第17号、訴えの提起につきまして、委員の皆様には本件に係る十分なお理解を賜りたく、改めて本件提案に至る背景についてご説明申し上げます。

本日お配りしております資料といたしまして、平成29年10月10日付市政検討委員会答申書、それから平成29年10月30日付葛監第51号、住民監査請求に係る監査結果について（通知）でございまして、続きまして、平成29年12月18日付葛第2832号、住民監査請求に係る監査結果に

ついて（通知）に対する措置についてでございます。続きまして、平成29年12月19日付葛第2870号、住民監査請求に係る監査結果について（通知）に対する措置について（追加）でございます。1枚物です。最後、議第15号から議第17号の工事箇所等を示す地図でございます。こちらは、3月9日開催されました総務建設常任委員会の際にお配りしたものと同様でございます。以上5点でございます。これらに沿ってご説明申し上げます。

3月9日の総務建設常任委員会におきまして、本案につきましては、平成29年10月30日付葛監第51号、住民監査請求に係る監査結果について（通知）の3つの勧告に基づき、損害賠償請求、不当利得返還請求を行いました。いずれの者からも支払い意思が確認できなかったため、同請求に係る訴えの提起につきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございますと申し上げましたが、まずは今回の訴えの提起の発端となりました住民監査請求に関する件についてご説明申し上げます。

本件住民監査請求につきましては、地方自治法第242条第1項に基づきまして、平成29年8月31日に行われまして、監査委員事務局によって、同日付で同請求が収受されております。その後、監査委員におきまして監査が実施されまして、平成29年10月30日にお配りの住民監査請求に係る監査結果（通知）が監査委員より示されました。こちらの詳細につきましては、後ほど監査委員事務局より説明がございました。

住民監査請求に係る監査結果（通知）におけます勧告内容につきましては、地方自治法第242条第9項に基づきまして、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければなりません。こちらの通知におきましては、勧告の日から2カ月以内とございましたので、平成29年内の措置が義務づけられておりました。市といたしましては、監査結果における事実及び判断理由を確認の上、平成29年12月18日に、監査結果を踏まえた措置を実施いたしました。こちらが、お配りの平成29年12月18日付葛第2832号、住民監査請求に係る監査結果について（通知）に対する措置について及び平成29年12月19日付葛第2870号、住民監査請求に係る監査結果について（通知）に対する措置について（追加）の2点でございます。なお、当該措置につきましては、12月20日の全員協議会の場におきまして、市より各議員にご説明させていただいております。

それでは、まず住民監査請求に係る監査結果について（通知）の内容につきまして、まず監査委員事務局で説明申し上げます。その後、住民監査請求に係る監査結果（通知）に対する措置についてと、追加の部分の内容について、私より説明申し上げます。

下村委員長 吉田課長。

吉田監査委員事務局長 議会事務局、吉田です。よろしく申し上げます。

議会事務局は監査委員事務局を兼務しておりますので、今回の住民監査請求に係る監査結果については、監査委員事務局職員として概要説明をさせていただきます。お手元の住民監査請求に係る監査結果について（通知）をごらんください。

こちらにつきましては、昨年12月11日の議会全員協議会で説明させていただきました内容と重なりますが、再度説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページの第1、請求の受付について。1ページから3ページは請求された内容で

ございます。5人の請求人から平成29年8月31日に提出されまして、平成29年10月30日に勧告が出されました。内容につきましては、3つの部分に分かれておりまして、1、南阪奈側道1号道路改良その2工事について、2、太田新池線道路改良工事ほか3件とB敷地内舗装工事について、3、新道の駅建設事業に係る建物移転補償についてでございます。

次に、4ページの第2、請求の受理についてごらんください。監査請求は、当該行為があった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りではないとなっております。今回の請求された6件のうち5件は1年を超えておりましたが、ただし書きに該当するとして受理した理由が書かれています。

次に、第3、監査の実施について。4ページの下段から5ページにかけてごらんください。監査の実施に当たっては、請求人の陳述、事情聴取した職員4名で、関係人として前山下市長、前生野副市長から聴取したことを記載しております。

第4、監査対象事項。請求された6件を監査対象としています。

第5、監査の結果。5ページの監査の結果についてごらんください。1、事実の確認から、13ページの5、意見にかけて、監査結果がされております。まず、1、事実の確認では、関係職員から聞き取った内容やそれに基づく関係書類から、事実の確認を行っております。その内容を要約すると、公社がBに提供した代替地から産業廃棄物が埋まっていることが判明し、市はこれを撤去するには、産業廃棄物の種類や混入量によって2,800万円から7,800万円の費用がかかると試算し、これをもってBと交渉した結果、法令改善という名目で追加補償として2,500万円、そして収容物件の建物の撤去費用約650万円から700万円については、補償契約1億4,168万円の中で支払われているにもかかわらず、市が発注した南阪奈側道1号道路改良その2工事の中で、構造物の取り壊し費用として計上し、業者Aに撤去させた。それに加え、Bが移転した福祉施設内の進入路や駐車場の整備費用約370万円についても、太田新池線道路改良工事ほか3件の道路陥没工事として100万円以下の工事に分割して、業者Cに工事をさせたことが確認されました。

6ページから10ページについて、お金の流れや各工事における概要や支出に係る手続、補償契約の内容、代替地を提供した流れなどを記載しております。

次に、10ページの2、関係職員の説明等については、先ほど説明しました事実の確認の内容についてさらに詳細に記載しております。

次に、11ページの下段、3、判断では、1、南阪奈側道1号道路改良その2工事に含まれるBの取り壊し工事について、2、太田新池線道路改良工事ほか3件の工事について、3、新道の駅建設事業に係る建物移転補償の変更契約2,500万円について、全て違法な公金の支出があったと判断されています。

次に、13ページの4、結論では、先ほどの判断に基づき、葛城市長は、前山下市長及び前生野副市長並びにA及びB及びCに対して、損害賠償請求ないし、不当利得返還金を請求するよう勧告されています。

最後に、13ページの5、意見では、市長は引き続き調査を行い、必要に応じて法的措置も検討し、当時の特別職や職員に対して責任追及を行うとともに、適切な処分を講じ、市政の

信頼回復に全力で取り組むことを要望されております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。

下村委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 続きまして、私からは、住民監査請求に係る監査結果（通知）に対する措置について及び住民監査請求に係る監査結果（通知）に対する措置について（追加）につきまして、お配りの資料に沿ってご説明いたします。こちらの文書、2点ございますが、葛城市長から葛城市監査委員に対して行われた通知文書でございます。先ほども申し上げましたが、地方自治法第242条第9項に基づく措置でございます。なお、これら通知文書の中でAと記載されておりますが、こちらが今回の訴えの提起に係るとこの栄和建设株式会社、Cと記載されておりますのが櫻井建材建設株式会社、Bと記載されておりますのが社会福祉法人柊の郷となります。

まず、お配りの葛第2832号の方の資料の構成でございますが、まず、1、勧告の内容、2、監査の対象ほか、4、返還を求める対象者といたしましては、住民監査請求に係る監査結果（通知）におきまして示されております内容について触れております。また、3、返還を求める額、5、講じた内容の内容といたしまして、返還額及び具体的な措置内容について触れております。以下、5、講じた内容の措置の内容についてご説明いたします。

まず、勧告1に対する措置でございますが、住民監査請求に係る監査結果について（通知）の中で、南阪奈側道第1号線道路改良その2工事に含まれる柊の郷の取り壊し工事について計上されている柊の郷の取り壊し費用分の金額を調査した後、請求金額を確定させとの言及がございましたので、これに基づきまして、柊の郷の取り壊し費用分の金額についての調査を行いまして、その結果について、お配りの3枚目、取り壊し費用案分表において示しております。

市は、本工事における請負金額の合計金額は把握しておりますが、当該請負金額には、取り壊し費用相当額の分計がなされておりました。一方、当該工事の設計書における積算費用におきましては、取り壊し分とそれ以外の事業分との分計がなされておりましたので、まずそれを明らかにした上で、取り壊し分相当の案分比率を割り出しまして、それを請負費用総額に乗じることによって、柊の郷の取り壊し費用分の金額を確定しております。具体的に申し上げますと、設計書における積算費用におきまして、取り壊し分の費用が681万8,325円、その他事業分の費用が1,209万6,675円と分計できました。

一方、請負費用総額が1,619万5,000円でありますことから、この金額に、設計書における積算費用上の取り壊し分費用681万8,325円を乗じまして、設計書における積算費用上の総額1,891万5,000円で除することによって示された額が583万7,842円。これに消費税分46万7,027円を加えました630万4,869円が確定請求額となっております。

それでは、措置内容に書いています内容を順番に読み上げさせていただきます。

まず、勧告1に対する措置でございます。南阪奈側道1号線道路改良その2工事に含まれるB、この場合は社会福祉法人柊の郷でございますが、の取り壊し工事について計上されているBの取り壊し費用分の金額を調査した結果、別紙設計書の積算分から各費用で案分とし

たものを請求額とする。葛城市長は、上記の確定金額630万4,869円に支払いの日の翌日から年5%の遅延損害金を合わせた損害賠償請求金額を、平成29年12月18日付で山下和弥前市長及び生野吉秀前副市長に対して請求した。また、A、こちらは栄和建设株式会社でございますが、に対しては、平成29年12月18日付で損害賠償請求ないし不当利得返還金として630万4,869円に支払いの日の翌日から年5%の遅延損害金を合わせた金額を請求したとございます。

続きまして、勧告2に対する措置でございます。葛城市長は、平成29年12月18日付で太田新池線道路改良工事（ほか3件）の工事について、山下和弥前市長及び生野吉秀前副市長に対しては、損害賠償請求として370万4,400円に支払いの日の翌日から年5%の遅延損害金を合わせた金額を請求した。また、C、こちらは櫻井建材建設株式会社でございますが、に対し、損害賠償請求ないし不当利得返還金として370万4,400円に支払いの日の翌日から年5%の遅延損害金を合わせた金額を請求したとございます。

最後、勧告3に対する措置でございます。葛城市長は、平成29年12月18日付で新道の駅建設事業に係る建物移転補償の変更契約について、山下和弥前市長及び生野吉秀前副市長については、損害賠償請求として2,500万円に支払いの日の翌日から年5%の遅延損害金を合わせた金額を請求した。また、B、こちらは社会福祉法人柗の郷でございますが、に対しては、損害賠償請求ないし不当利得返還金として2,500万円に支払いの日の翌日から年5%の遅延損害金を合わせた金額を請求したとございます。

続きましては、葛第2870号、平成29年12月19日付住民監査請求に係る監査結果（通知）に対する措置について（追加）についてのご説明をさせていただきます。こちらは、読み上げさせていただきますが、文書の記以下の部分でございます。

勧告1、勧告2及び勧告3に対する措置の内容について、請求の相手方に対し、当該請求に係る書面の到達後20日以内に、当該請求金額を当市に返還しないときは、当市としてはやむを得ず法的措置をとる用意があることをあわせて通知したといった内容になってございます。

さて、以上申し上げた2つの措置に対しまして、平成30年1月9日、措置に関する全ての相手方について支払い期限が到達いたしました。いずれの者からも支払い意思が確認できませんでした。これを受けて、すぐに訴えの提起を行うべく臨時会への上程を行うという選択肢もございましたが、相手方の意向の変更もあり得ますので、支払い期限後も一定の期間を待ったこと、また訴えの提起を進めるに当たりましては、市の顧問弁護士と相談しながら準備をしてまいりましたという経緯もございますので、本3月議会での議案上程という結論に至った次第でございます。

最後に、3月9日の総務建設常任委員会におきましてご説明はしておりますが、議第15号から議第17号に係る概要を再度申し上げます。

まず、議第15号でございますが、南阪奈側道第1号線道路改良その2工事におきまして、建物移転補償契約の相手方、こちら社会福祉法人柗の郷でございますが、が保有していた道の駅かつらぎ事業用地に建っていた建物を取り壊したことが判明しております。葛城市土地

開発公社と柵の郷との間の建物移転補償契約におきまして、柵の郷がみずから建物移転を行う費用も補償費に含まれておりまして、また柵の郷はみずから建物の取り壊し工事をすべきであったが、実行されていない。実際には、市が発注した業者、こちら栄和建设株式会社になりますが、によって取り壊し工事が実施され、当該工事の費用も市が支出しているといった内容でございまして、現場は前回の常任委員会でもお配りした地図でございまして、こちらの①になります。

続きまして、議第16号の部分でございまして、対象工事につきましては、以下申し上げる4件でございまして、1つは中戸23号線道路改良工事、2つ目は太田新池線道路改良工事、3つ目は中戸6号線道路改良工事、4つ目は中戸1号線道路改良工事でございまして、いずれも道路の陥没による緊急工事と位置づけられているものでございまして、こちら、平成28年4月に着工されまして、5月末に竣工されております。ただ、いずれの工事も該当する道路におきまして工事が実施されておらず、かわりに建物移転補償契約の相手方、柵の郷でございまして、の敷地内にて造成工事が行われていたとしております。そして、葛城市土地開発公社と建物移転補償契約を締結した柵の郷の移転先の土地に産業廃棄物が埋まっていたことについて、これを補てんするため、架空の市道補修工事を捏造していたことが判明しております。当該追加補償につきまして、法令改善に伴う追加を理由に支出されておりますが、調査の結果、柵の郷に提供した代替地からの産業廃棄物の撤去費用として支出されていたことが判明といった内容でありまして、現場につきましては、先ほどお配りしております資料の地図の②に該当するものでございまして。

最後、議第17号でございまして、まず、平成26年11月28日でございまして、葛城市土地開発公社と道の駅かつらぎ事業用地の一部を所有しておりました相手方、こちら柵の郷でございまして、との間で建物移転補償契約が締結されております。こちらの補償額が1億4,168万円でございます。その後、平成26年12月8日でございまして、葛城市土地開発公社と柵の郷との間で、柵の郷移転先土地に係る売買契約が締結されてございまして。翌年、平成27年6月16日でございまして、葛城市と柵の郷との間で建物移転補償契約が締結されてございまして。さらに、平成27年11月、柵の郷移転先土地の地中に産業廃棄物が埋まっていることが判明いたしました。そして、11月25日から12月10日にかけて、市がボーリング調査を実施し、産業廃棄物が検出されております。そして、平成28年4月5日、葛城市と柵の郷との間で、建物移転補償契約の変更契約が締結されまして、こちらの追加補償額としては2,500万円となっております。当該追加補償につきまして、法令改善に伴う追加を理由に支出されておりますが、先ほども触れておりますが、調査の結果、柵の郷に提供した代替地からの産業廃棄物の撤去費用として支出されたことが判明されたといった内容でございまして、現場につきましては、お配りしている資料の地図の③になります。

以上でございまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本3議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 一応1つずつ確認をしていきたいと思います。

まず、議第15号の建物の取り壊し費用の契約というものは、いわゆる行政と地権者が契約をする中で、お互いに建物補償について金額が合意できて契約というのは成立するわけやけど、なぜ建物を行政の方でこぼっていったのか。今、ここにおられる人は、その当時担当が違うんで、明確な答えは出せへんと思うけども、私はそれは疑問に思ってるわけです。本来の契約からいうたら、契約金額以外にその費用を出さなならんということが判明して、当然これは出すべきやという判断をしたら、別に補償契約をして、地権者の人に支払いして、その人がこぼってもらう。これが基本になるし、金額を決めてから、追加になるということはありません話というふうに私は思うんで、なぜこういうことになったのかなということ。

それから、議第16号です。4路線を発注した。これについて、なぜ架空工事を発注して金額を浮かしてこなあかんのか。この分についても、本当に行政が相手に対して支出せなならんということになりゃ、先ほど言うたように別契約をして、個人の人に直接工事を発注してもらうということではないのかなというふうに私は思うのと。

次の議第17号は、2,500万円の金、先ほどから出ている産業廃棄物、我々はこの勧告を受けるまでは、法令改善という形で情報公開の中で契約書も法令改善になっている。いつこんな産業廃棄物に変わったんかということは、我々はわからなかったけども、変わった。ただ、この2,500万円の支出の仕方、当初に開発公社で購入をしている。建物補償、土地、代替地、たしか平成26年11月18日やったと思うわけやけど、このときに契約している。さらに、市長と社会福祉法人と、日をさかのぼって同じ日にまた契約している。その契約のものと契約に対して2,500万円、変更契約で追加してある。これも、年度変わって追加してある。この前も、調査案件のところで、会計管理者に聞きましたけども、2,500万円の支払い根拠は何ですかと。その2,500万円の元の契約書もない。いわゆる偽造したとやうてええんかどうかわかんけども、2つの契約が出てきた。市長と地権者と契約した。そこに変更という形でプラスしてある。なぜこういうやり方をやるんか。それを受けて、なぜ会計管理者が支払いできるんかというようなこと。

今言うたことも踏まえて、やっぱり監査委員の人らは聞き取りをして、これはおかしいんちゃうんかという判断をされたと思うんやけれども、行政側として率直な意見というんか、今私が聞いたことに対して、間違ってるんなら間違ってる。いやいや、こういう見解ですよというものであれば教えていただきたいと思います。

下村委員長 わかりますか。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

岡本副委員長のご質問でございますが、非常に多岐にわたりますので、3問とおっしゃいましたけど、答えが3個になるかということにつきましては、包括的なお答えになるかもしれませんが、そこについてはご容赦いただきたいと思います。

まずは、今回、飯島部長の方からご説明いたしました、監査委員の住民監査請求に係る監査結果の勧告に基づきましてやりました措置でございます。その内容で、今回、それぞれ

3つの議案としてご審議をお願いしておりますものにつきましては、それぞれ最終的には監査ですので、会計の監査でございますから、お金の出し入れです。岡本副委員長も言及されましたように、原則としてきちっと支出の証拠の書類があって、理由があって、その審査がしっかりとなされた上で、いわゆる行政のお金というものは支出がなされるといった手続が踏まれるべきでございます、これは地方自治法にも書いていることでございます。

今回、これは監査の結果でございますので、監査委員事務局の方からのご説明の方がいいかもしれませんが、お配りの資料にも載っております話でございますが、支出の根拠がきちっと確認ができない、あるいは支出の理由自体にその理由が認められないということで、そういう判断をなされた当時の市の判断をする立場にあった方に対して、支出に対して違法な支出を強いたということで損害賠償の請求を行う。あるいは、作業をなさって受け取った業者に対しては、理由がない、根拠がない、行政として適法な手続を行っていない形のお金を受領なしているわけなので、それについては不当な利得であるということで不当利得の返還の請求をすべしと。あるいは、社会福祉法人につきましても、そういった根拠のない形の違法な支出の手続がとられているものに対して、そのお金を受け取ったということで、その不当利得の返還請求を求めよという内容になっておりましたので、そういった支出の書類が行政の内部に残っていないということについては、行政として私たちも確認ができておりますので、これは勧告の内容が相当であろう、これは従わなければいけないということで、今回のやりとりをしているわけでございます。

当時、どうしてそのようなことをなされたのかということについても疑問を持っているというふうなことも、岡本副委員長は申されたかと思いますが、それにつきましては、監査の勧告であれば、先ほど監査事務局長からもご説明があったように、6ページの住民監査の勧告書の上の方にフロー図つきで書いてございまして、ちょっと字が小さいので、私もちょっと読むのは大変ですけれども、この内容で先ほど説明なさいましたが、そういった用地交渉の市側と相手方であります社会福祉法人の間でのやりとりの結果、いろんな状況の変更があって、どうも妥結をした当初のお話から金額を上乗せをしないと、当初約束したことを履行していただけないんじゃないかというふうないろんなやりとりがあって、こういったことが行われたんであるということ、監査の勧告としてはご報告なっております。

おおむね私たちがつかんでおります事実関係もそうであろうとは思っておりますが、このあたりにつきましては、今後、民事訴訟として市が訴えの提起ができるかどうか、これは議会でもたご審査をいただくわけでございますが、法廷で争っていくべき内容であろうと思っておりますので、余り詳細に申し上げられないかなと思っております次第でございます。

繰り返しになりますが、住民監査請求の勧告自体は、基本的にはお金のやりとりです。市の支出自体にきちとした根拠が確認できないと。それで違法な支出であると。違法な支出について、それを受け取った方々に損害賠償あるいは不当利得の返還請求を求めよという内容でございます、それに従うべきであると市としては考えておりますということでございます。

以上でございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 先ほどからなぜこういう報告を受けたか、なぜこういうことになっているかというようなことに関して、1つは処理の仕方。今、副市長がおっしゃったような形で支出の根拠がないから、不当な状況やからということをおっしゃっていますけれども、まずはお聞きしたいのは、中戸23号線、中戸6号線、中戸1号線、それと太田新池線の道路改良工事。これらの工事に関わった、職員6名の方を刑事告訴しているという事実がありますね。そして、そのことと柘の郷の法令改善、ここにも書いていますけれども、監査委員の中で聞き取りでも出ていますけれども、法令改善については、一方の言い方としては契約書に入っているんやと言うてるけれども、今、ちょっとお確かめしたいんですけれども、柘の郷はこのことに関して債務不存在の確認訴訟というのが届いているはずですから、2,500万円のこれについては、債務は不存在だということでも市に訴えてきているわけですね。

これは、もう近々に公判というのか何かあるんやろと思います。そういうふうな事実関係を、僕らはきっちり抑えたいということです。それで、不当利得損害賠償、副市長のおっしゃる形でいくとそうなんですが、僕らはもうちょっと知りたいというのは、はっきりと業者さんは市の契約、いろんなことに対して、何もやらずに金を受け取ったわけではないわけで、それが手続上違法な形だということであっても、本当に形として不当利得に当たるのかというようなことが、僕は争われる可能性が出てくると思います。せやから、このことに関してはお答えいただきたいんです。このことに関しては、議会としては、こういう訴えを起こす意味は僕も理解をしているわけですが、このことに関して、もう少し継続の審査で関係の人らに、98条でいくと、やっぱり書類の審査もできるし、それで参考人招致でいろんなことを、なぜこういうことになっていったかということをお聞きして、そして議会として、このことに早いこと市民の方々も見れる前で、委員会できちっとやって、それがそういうことであれば、議会が判断する材料がそろえば判断をしていくと。議決するものか、否決するものかは別にして、判断をしていくために、今、僕が言うたようなことをはっきりさせたいということを思っています。

ただ、今1つ確かめたいのは、柘の郷の2,500万円については、不存在の訴えをしてきているんですか。それで、いつ公判というか、これについての裁判か何かはあるんか。こちら、副市長、言われへんというのやったら言われへんのかまいませんが、そういうふうなことがあるわけやから、もうちょっとしっかりといろんなことを踏まえて、判断をしたいということでございます。ちょっとそこら、出てきているかどうか。

4つの工事は、どういう形で、道路の改良と違って、どこの工事をやったのか、そういうことも含めて、ちょっと聞きたい。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 ただいまの西川委員ご質問でありますが、ある意味非常に全体といたしますか、本質を突いた質問をしていただいていると承知しております。

いわゆる公開の場で、この委員会でもどこまでご説明できるか、あるいはどういった形でご

審議いただけるかということについては、かなり慎重に考えながらご答弁を申し上げることになるかと思っておりますので、そういった面でちょっと回りくどいといいますが、長くなるかもしれませんが、ご理解を賜りたいと思います。

まずは、柞の郷の方から訴えが届いているかどうかというご質問でございます。これにつきましては、結果的には3月9日付、ちょうど会期中の総務建設常任委員会を開いていただいておりましたときに、まさに席に戻ってきましたら、これが届いていましたと、そんな状態でございます。ただ、皆様、訴状というものを実物をごらんになったかどうかあれなんですけど、非常に専門的な用語が並んでおりまして、ボリュームもあるものでもございます。これにつきまして、まずはその訴えの内容をどうであるかということ、市からすると訴えられている内容がどうであるかということ、きちっと理解、そしゃくをいたしました上で、どういった対応をしていくかということについては、これは負けてはいけないわけでございますので、やっぱり慎重に判断をしていかなければいけないということで、その後に顧問弁護士ともご相談をしながら、対応の検討をしているところでございます。

それから、もともとその中で、どうも柞の郷の方が、当時、自分でマスコミの会見をなさったのかどうか、新聞報道もなされたわけですが、項目としては債務の不存在という内容になってございます。債務不存在について争いたいというのが、柞の郷の方のご主張でございますが、ここから先はまさに法廷における攻撃防御といいますが、しっかりとやりとりをして、市は市の主張を通していかなければいけませんので、余りこれ以上詳しいことは申し上げられないかなと思っております。ただ、今回、非常にいろんな手続が法的な手続ということで、ある意味いろんな事実関係の中でややこしくなっておりますが、一番根本的なところ、今回、訴えの提起ということで市が議案を出したいと申しております住民監査請求の勧告の内容は、最終的には支出をされた根拠を確認できない。例えば2,500万円のお話にいたしますと、法令改善であろうとか産廃の処理なんであろうとか、いろんなことが、その背景としてはいろいろな言及がなされておりますが、最終的には2,500万円そのものがどういった形で支出をされたかという書類自体が、役所の中に確認できません。これは違法な支出であるということが、監査の勧告の結果でございます。支出自体が違法なもの、そのお金を受け取られた方に対しては、それは出す方に根拠がないだから不当な利得であろうということで、不当利得の返還請求をなさい。あるいは、当時、市の中でその責任者としてそういったことを主体的にご判断あるいは指示ができる、いわゆる指揮命令権を持っておりましたポストにおられる方々に対しては、そういったことをして市に損害を与えたであろうから、損害賠償という形で市にお金を返しなさい。これらの内容について請求しなさいというのが勧告の内容でございましたので、そのとおりに督促をした上で、一定期間を置いた上で、これも弁護士相談の上です。到達期限が来たから、すぐにもう次ということではなくて、状況が、さらに相手方の意思が変わらないかどうかを一定期間置いた後に、これであれば支払いの意思を確認できないと判断をして相当であろうという期間を置いた後に、それであれば払ってくれないのだから、法的措置をとらないといけないということで、今回、民事訴訟をしようということで、その議案に対して議会の方できちっとご説明をして

ご審議をいただくということで、今回、上げさせていただいているということでございます。

長々となりました。繰り返しになりますが、それぞれが、この背景として、どのような事実関係があったか。その主張が適正であろうかなかなか。あるいは、場合によりますと、用地交渉の過程でどういったことが行われたかということについての是々非々については、これからまた法廷でも、そういったことも含めて争っていかなければいけない内容でございますので、もちろん市側としてもいろんな情報は当然持つておるわけでございますが、この公開の場で、委員会の場で、委員の皆様にごくまで説明できるかということにつきましては、ちょっと慎重に、場合によったら弁護士とも確認しながら、ここまでは申し上げていいということも判断をしながら、ご説明をしていかなければいけないと思いますので、本日、この質問に対しては、このあたりのご答弁ということでさせていただきます。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 ご答弁いただきましたが、支出の根拠がないと。根拠がないのに支出させたから、そういうのを市長、副市長には損害賠償やということですね。それで、その根拠のないお金を受け取っているから、それぞれには不当利得やというふうなご説明やったと思います。

僕らは、そこらのところを、裁判になるのかどうなるのか、これからそれぞれあると思うんで、議会が議決してやると。そこにはっきりと、こちらは支出の根拠がないからという資料、監査委員は。せやけども、そら命令したんやったら、損害があるから損害賠償やというふうな形に市にやられるけれども、この不当利得というのは、先ほど言いましたように、こういうふうな公文書を偽造して、こうやった。せやから、そこはしていないけれども、いや、ここをこういうふうにしたさかい、私らは何にもせんと、何の工事もせんとこの金を受け取ったんと違いますよと。このことはこれでやりましたと。何が不当利得ですかというふうな訴えの仕方が出てくるかどうか可能性があるから、僕らははっきりともうちょっと、議決するについては、そこらも呼んで、きちっと特別委員会を設置してやると。それで判断すると。せやから、もう少しこれは継続にするという思いでございますので、委員長。

下村委員長 ほかに。

松林委員。

松林委員 監査請求を何度も読み返しましても、ちょっとわからないところもありまして、当初は土地開発公社、そして改めて市側とされて、最終的に補償金に変更になって1億4,000万円が1億6,000万円になっている。これは平成28年4月5日ですか、ここに2,500万円が上乗せされとることなんですけど、2,500万円のこれは法令改善という名目で盛り込まれとるんですけど、法令改善とは一体どのように主張されておられるのか。具体的に法令改善という部分がようわからんのですけれども、これを読んでいる限りではね。ちょっと、ここら、わかりますか。

下村委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

監査の勧告の内容でございますので、監査委員事務局の方からのご説明の方がよろしいんではないかと思いますが、お願いできますか。

下村委員長 吉田課長。

吉田監査委員事務局長 監査委員事務局吉田です。

ただいまのご質問で法令改善とはという内容の質問でございます。簡単に申し上げますと、建物の移転に伴って同じような建物を建てる計算をするわけですが、今の法律では、具体的に言えば同じような2階建てを建てれないということで、具体的には平屋の建物になると基礎も倍になって、その分が費用が増すということで、その理由で法令改善、今の法律では同じ2階建ては建てれないということでの法令改善に伴って費用が増えたということでの名目でございます。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 2階建てがだめで1階建てになって平屋になったという、ここら辺の部分の法令改善ということなんですが、これは平成28年4月5日で法令改善の名目で2,500万円加算されとるんですけども、ということは、市側としては、これ以前に法令改善を確認したんか、あったんかということになりますわね。2階建てがだめで、1階の平屋でなったという法令改善。いつ市側は認識したんかということが出てくると思うんですけど、ここらはわかっておりますかな。確認できますかな。2階建てはだめで1階建て、このように法令が変わったという時期、いつ市がそのことを認識したのか。そやから、少なくとも法令改善になったら、市と柵の郷が契約した平成27年6月16日の時点では、法令改善ということを確認していなかったということになりますわな。

下村委員長 吉田課長。

吉田監査委員事務局長 ただいまのご質問で、法令改善というのを認識した時期等のご質問に対してお答えさせていただきます。

監査の内容にもありますように、会計の流れとしては、今回の移転の中で、産業廃棄物が埋まっていたということが明らかになり、その中での交渉の経緯の中で、法令改善という理由で支出ということが、調査の結果、わかってきております。産業廃棄物の処理の交渉の中で、そういうことが進められたようにわかっております。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 それは、産業廃棄物が出てきて、そのようにおかしいやろということで結びついたというふうにおっしゃっておられると思うんですけども、少なくとも法令改善ということでおるんであれば、補償金1億4,000万円で交渉している時点では、2階建てを建てるはずやったわけですわな、当然。そのときの図面というか計画書というんか、そういうのがあってしかるべしやと思うんすわ。そして、法令改善以後は、2階建てを1階建てにしたという図面があると思うんですけども、当然、2階建てを1階建てにすると敷地面積も広がりますし、せやから、そこら辺の違いというのはどこで確認、確認できることってあるんですか。

確認できるんですかな。

下村委員長 局長。

中井事務局長 監査のときに監査委員にそのときの資料を示したわけなんですけど、法令改善につきましては、当初契約の1億4,000万円の補償契約の中に法令改善という名目で計上されておりましたので、監査委員にもそこは確認していただいております。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

住民監査請求の勧告については非常に分量がございますので、一応目を通していただいていることとは存じますが、市側がこの勧告を相当として判断をして、今の訴えの提起をしておるといことにつながるということで、もう一度ご説明申し上げたいと存じますが、12ページに左下の方に③というのがございまして、これがまさに松林委員がご質問のところに当たるわけございまして、この内容は、あくまで監査委員が審査なさった勧告の結果ではございませんが、少し読み上げさせていただきます。

本件の違法性につきましては、土地開発公社で当初の物件移転補償の契約を行い、その後、市と同契約で契約をした後、法令改善に伴う追加を理由に移転補償の追加費用として変更契約を行い、物件移転完了検査後に一般会計から2,500万円が支出されている。この事実について調査した結果、法令改善に伴う追加ではなく、土地開発公社と交わした補償契約第3条を根拠にして、Bに提供した代替地からの産業廃棄物の撤去費用として支出されたものであるということが判明し、明らかに虚偽による不正な契約によるものであることを確認した。また、この2,500万円の妥当性についても調査した結果、この産業廃棄物を撤去する場合の市の試算資料によると、産業廃棄物の混入割合により約2,800万円から最高で7,800万円の費用がかかるとされる資料があったが、いずれの試算においても、その根拠となる数値等の明瞭な資料がなく、2,500万円の根拠については今回の監査では判断がつかず、交渉により決定した経緯の書類も存在せず、この支出については根拠がないと言わざるを得ない。よって、本件物件移転補償契約の変更契約を締結した契約は、裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを乱用したものであり、違法な公金の支出があったものであるとし、本件請求に理由があるものと判断をしたというふうになされておりました。要は聞き取りの経過について、監査委員事務局の方からいろいろな説明もございましたが、結局のところ、それが何であるかということについては、なかなか特定する、あるいは確認できる事実がない一方で、繰り返しのなりますが、支出証拠書類が確認ができない。支出証拠書類が確認できない支出は違法な支出である。これについては、受け取られたところに不当利得の返還の請求を求めるといのが、全体の構造でございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 監査委員事務局に聞くわけやけども、移転補償契約というのは調べてはと思うけど、さっきも言うたように、今建っている建物に対して築何年とか、今、新しく建てるとしたら何ぼかかんねんとか、そういうことを判断して契約するわけやろ。法令改善って書いてまし

たというのは、それ、おかしいと思う。ということは、極端に言うたら、1億4,000何万円のお金を支払いさせてもらいましたということで、支払いするということは、今現在あるものに対して補償するわけであって、新しいところへ移ったときは、土地を買おうと、建物を建てやんとうと、それは関係ない話や。役所がここで契約しているけども、必ずここへ移転しなさいという権限は何もない。ただ、希望として、個人が新しい土地を求めて建てますねんというのは、個人の判断や。個人の考え方や。せやから、1億4,000万円の補償費は出しますけども、2億円の建物を建てようと、これは自由です。そこを、松林さんが質問したので、はっきり言うとかんと、契約書に法令改善、初めから入ってましてんと言うたらおかしい。何で、新しいところに移転する補償をするのか。今あるものに補償するのが補償契約や。監査委員もきちつと言うとかんと、今、西川委員がいろいろなことを言うてはるけど、おれは監査委員を信じているけど、監査委員がそんな判断しはったらちょっと具合悪いさかいに、おれ、余計なことを言うことやないけど、今言うてるわけで、補償契約というのは、新しいところへ変わるために補償するものではありません。今あるものに対して何ぼの価値があるかというのが補償契約の基本やから、新しいところへ行くとか、行かんとか、それはもう個人の自由。そういうことをはっきり言わなあかんと思うけど、それはどうですか。

下村委員長 吉田課長。

吉田監査委員事務局長 監査委員事務局、吉田です。

勧告につきましては、監査委員2名の合意で出されたものです。今回の法令改善の2,500万円については、当初の補償契約にも含まれていたのにもかかわらず、後で補償として2,500万円の補償をしたと。これは違法だという監査委員の判断をした。そういう旨の説明です。補償の積算の根拠ですが、それは担当課の書類があるわけですが、再建築の価格や同等の機能の建物にはこの分が要るので補償するという意味で積算されたと思われます。

以上でございます。

下村委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 今の吉田課長の話では、1億4,100何万円の中に法令改善分として3,000万円を含めてありますよと。こういうことが1億4,100何万円の中に含まれていると。さらに、この2,500万円出すのは違法ですよという判断をされたということになるわけ。そういう判断でええわけやな。せやから、鑑定で出た金額は1億1,700万円で、そんだけ追加して、単独を入れて一本で契約していますよという解釈でええわけやんな、監査委員の解釈は。

下村委員長 松林委員。

松林委員 当初の契約というんか、市と契約を結んだのが1億4,000万円。それで、法令改善により当初の約束と変わったから補償したというふうにとったらあきませんか。当初の契約の条件と変わりましたと。そこで、もう一遍契約し直して、1億6,000万円になりましたという考え方は成り立たへんのですか。

下村委員長 吉田課長。

吉田監査委員事務局長 監査委員事務局、吉田です。

ただいまのご質問で、法令改善の内容が変わったから増額されたんではないかなという関

連のご質問かなと思うんですが、先ほど説明しました内容は、当初の補償の分とダブっていったんですが、当初からそういう2階建てはできない、その分を補償しますという計算のもとで進んでいったものが、産業廃棄物が出たから、交渉の中で再度その金額を二重に計上して支払いをしたと。それは不正という判断をしている状況でございます。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 この2,500万円、法令改善というのは、2階建てが1階になった分ではないという。それは最初からわかっただけのことですか。1億4,000万円で契約しているときは、もうそれは2階建てはだめですよ、1階建てしか建てられませんよということを、市側も柵の郷側も認識しただけのことですか。そういう理論になりますわな。

下村委員長 吉田課長。

吉田監査委員事務局長 補償の契約の中では、当初から再び建てるためには、2階建てができないということでの計算が入っておりました。

以上でございます。

下村委員長 関連ね。

西川委員。

西川委員 今、副市長が監査委員の法令改善の部分を得々と読まれたと思いますけれども、岡本副委員長も行政に長いこと携わってこられたので、そういう原理原則なりというのはようわかっているやろし、原理原則以外にも道をつけるとかいろんなことをやるときに、移転などいろんな交渉もしてこられたと思いますけれども、補償費をもうて、それを土地を買おうが、建物を建てようが建てまいが、そんなもん当たり前のことで、ただ、柵の郷はああいう福祉事業をおこしてはるんで、せやから、同じような形で、あそこはまだグループホームというのを次々展開しているのは、皆さんご存じのことやと思いますけれども、そのことをやるについて、前の社会福祉法の中で決められていたんか、1人当たりの面積も含めてそういうふうなことが既に変更していたと。そういうふうなことを含めて1億4,000何万円の補償費の中に説明をしていたというのが、この当時の契約に当たった人の言い分であるということを書いているわけです。それが3,000万円なのか何なのか知りませんが、そういう法令改善がありますよということを、当初の契約に入れていたということ、監査委員は言われている。

それを、柵の郷は、いや聞いていなかったということで、法令改善に伴う費用の負担やという、多分そういう内容で訴えを市に向かってやってはるわけですよ。そうすると、このこと1つとっても、参考人と呼ばれた人は、既に法令改善は本契約に入っていると。せやけれども、柵の郷は、いやそんなん入っていないと。それ1つとっても、争い事になるわけですよ。せやから、ほなそれはどこから出たんねん。ちょっとそれ、答えてほしいんですね。そういうことで間違いないと思うけども、産業廃棄物のことにかかわって、ずっと僕は3,500万円ちゅうのは産業廃棄物の処理の仕方を、こんな処理の仕方をしてしもたんやと、僕は理解しているわけで、それも含めてやる中で、2,000万何ぼから7,000万何ぼまで書いたるけれども、

きょうの奈良新聞に、市の言い分かどうか知りませんが、市の調査では、金額の根拠を示す書類が見当たらない。見当たらないから、このことは、そういうふうなことから派生してきているということやけれども、こんな処理を根本的に追及をしていかなあかんからやっているんで。はっきり言ったら、ここに書いてあるように、市は、この産業廃棄物を撤去しようとするば、ボーリングもして、これだけの費用がかかるという根拠を持っておられるのですか。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 西川委員お述べになられたとおりでございまして、まさに先ほどから申しておりますように、支出の書類として、これは本来、積算の資料でありますとか、どういった位置づけでどうしたらこの金額が出てくるかとか、そういったものが法的にきちっと整理、説明がなされた根拠の書類があって、それを踏まえて相手方との契約があって、請求があって、それら一連の根拠が確認ができて、初めて支出ができるものでございまして、その書類が存在をしております。根拠が残っていないという、まさにこのままのおりでございまして。

今回、たまたまと申しますか、奈良新聞がどのタイミングで取材なされた事実をもって記事になされたかわかりませんが、事実として書類が存在をしていないと。そのことは、市側として、当然、書類を管理しておりますわけでございますから、ないということは確認できるわけでございます。ないことについて不当利得であると、違法な支出であるから不当利得であると。だから、返還の請求をなさいという勧告にのっとって、今回の手続をしているということでございます。

下村委員長 局長。

中井事務局長 先ほどの松林委員の法令改善に伴う費用のところでございます。監査委員報告書の10ページから11ページのところを見ていただきたいと思っております。

その10ページのまさにイのところ、この10ページ、11ページは職員から聞き取った内容のことを書いております。松林委員が聞かれた内容につきましては、11ページのイ、法令改善に伴う追加と記載されたところで2,500万円の変更契約の決裁書に記入されていた法令改善に伴う追加は誤りである。正しくは代替地の産業廃棄物の撤去費用である。なお、法令改善費用については、当初契約の移転補償の際に計上しているものであると、職員が説明しております。

下村委員長 ほかにございせんか。

西川委員。

西川委員 今、いろいろと説明があったけれども、そういうふうなことをきちんといろいろと審議をして、この議決に持っていくたいんぞうと思っております。それと、今、支出の根拠はないけれども、ボーリングをやって、はっきりとこれを除去するためにはこんだけの費用がかかるという書類はあるということですね。

下村委員長 局長。

中井事務局長 今のその部分についてでございます。その部分についても、今の10ページから11ページのちょうど11ページの上の方にあると思っております。朗読させていただきます。これも職員か

ら聞き取っている内容でございます。移転先での建設に当たり、平成27年11月にBが地盤調査を実施した際に、代替地の土地の一部に産業廃棄物が埋まっていることが判明し、それによりBが市に対し異議申し立てをされた。市でも、代替地に対してどの程度産業廃棄物が埋まっているかを確認するため、ボーリング調査や有害物質の含有についても調査を行ったが、許容範囲内の数値で、人体の影響がないものであるとの結果であった。産業廃棄物を撤去し、瑕疵のない状態で提供するための試算を市で行った結果、産業廃棄物の種類により7,803万9,720円、3,690万1,440円、2,789万7,480円のいずれかの費用がかかることが判明した。その調査結果をもって、再度Bと市が交渉した結果、本来であればBが行うべき収用地内の既存建物の取り壊し工事、移転先の施設内の舗装工事に加え、産業廃棄物の撤去費用として2,500万円を支払うことになったと証言しております。

下村委員長 西川委員。

西川委員 今、聞き取ったらそうやというふうに監査報告は書いているわけで、それで、市の方は、それを根拠にした出金をする根拠としての書類は残っていない。それはそういうふうにおっしゃっているんやろけれども、ただ、僕が聞いているのは、そういう調査した金額も出したという書類は市にはないとおっしゃるんですね。

それと、副市長は、柘の郷から届いている今の債務不存在の確認については、その内容を言われへんというふうなことやろけれども、顧問弁護士といろいろと相談されるんやろけれど、今後、これがどのように発展していくか、どういうふうになっていくかというふうなことも含めて、いろいろとこういうことを含めて検討してはるんですか。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 西川委員のご質問は、非常に適切にご答弁できるかどうかよくわからないんですが、まずは柘の郷の方から市は訴えられております。その内容は、詳しくは申し上げられませんがといいますのは、内容は法廷で争っていくわけで、市としては柘の郷側の言い分を通してはいけないといいますか、市として裁判に負けてはいけないのでございまして、そのためにいろんな、いわゆる裁判用語でいいますところの攻撃防御の体制をしっかりとっていく必要がございます。

ただ、項目自体は債務不存在の確認というようなことでございまして、この債務というのは、市の方から既に督促ということで、不当利得あるいは損害賠償ということで2,500万円を市に返してくださいという、先ほどもこの措置の内容でご説明をした内容が、柘の郷側に市としては主張しておりますので、市からすると、お金を返してくださいと言っていると。柘の郷からすると、市にお金を払えと言われていた債務、これがないということで、柘の郷が市に対して、市を相手として訴えの提起をしておられます。

市が訴えられて、これに対して応じていく。これについては、訴訟の提起ではございませんので、これは議決が要りませんから、しっかりとこれはこれで顧問弁護士と相談しながら、これに向けて立っていくということは、当然、いたします。これは決して負けないということでやっていきたいというふうに考えておりまして、しっかりと顧問弁護士とも相談しながらやっていきたいと思っております。

それとは並行いたしまして、これはもう繰り返しになりますが、そもそものいろんな一連の法的なやりとりの一番根拠となりましたものについては、住民監査請求の勧告に基づく一連の措置でございます。これについては、もう一旦、督促、請求という措置をいたしまして、相手方の支払いの意思、このように特に柘の郷につきましては支払いの意思がないことも、こういった逆に訴え返すことによって明示されていますので、これに対してしっかりと、市は市として法的措置、民事訴訟ということで、これはやはり市の方でこの不当利得については返還していただく必要があるだろうということは、これはこれで手続をしていきたいと考えておりますので、それにつきましては、慎重ご審議をいただきました上で、ぜひともご理解を賜りたいと思っておりますということでございます。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 この3についての2,500万円そのものについては、法令改善であるというふうなことで、これはそういう訴えは柘の郷との間でこうなったというのはわかるけど、産業廃棄物そのものは、監査でもこう書いてあるように、ちゃんと市としてボーリングをやって、その金額もちゃんと出した書類があるんですかということを知っているねん。それ、答弁漏れたるやん。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 冒頭に全てについてお答えができるかどうかということについてはご容赦いただきたいと申し上げたとおりでございますが、まずは委員長、申しわけありませんが、先ほどないと申しあげましたのは、支出の根拠の書類がございませんということでございます。

今の西川委員のご質問に対しましては、ちょっと何度かのやりとりの何回か前にあわせて言及をしておりますこととございますが、まさにこういった内容も含めて、今、柘の郷から訴えられているわけとございまして、当然、今後の法廷でいろいろと争う中で、こういったことも含めて出てくるのが高いと予想がされます。こういったことにつきましては、顧問弁護士としっかりと相談をしながら対応してまいりたいと存じますし、そういった意味では、またいろいろなどといった議会の場で審議をするのがいいかということも議会の方でご議論いただいておりますけども、その場でこういった資料でこういった内容でどこまでご説明できるかということにつきましては、今後とも慎重に理事者側も判断をいたしながら、ご説明自体はできるだけ誠実にしてまいりたいと思うわけでございますが、ちょっといろいろその場その場で申し上げられること、申し上げられないことがございまして、今、委員お尋ねの件につきましては、それをどこまで申し上げるのがいいのか悪いのかということについても、顧問弁護士とも相談をいたしたいと存じますので、この場では明確にお答えはできないということとご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 もう一度、先ほどの法令改善に伴う追加と記載された決裁書についてということで、2,500万円の変更契約の決裁書に記入されていた法令改善に伴う追加は誤りである。正しく

は代替地の産業廃棄物の撤去費用であるという、これは何を根拠にということか、職員の証言に基づいてですか。

下村委員長 吉田課長。

吉田監査委員事務局長 ただいまのご質問で、決裁書の法令改善に伴う追加はという内容のご質問ですが、聞き取りでは、法令改善に伴う追加は誤りだということで答えられましたが、そして、産業廃棄物に関して支出したということであれば、その書類はどうですかと調査したところ、資料を求めたところ、メモ等関連書類では出てきましたが、先ほどからもありましたように、支出の書類ではあくまでも法令改善として支出をされておりますので、それは不正ですねという判断をされました。ですから、法令改善に伴う追加は間違いという聞き取りはしましたが、法令改善に伴う根拠書類はありませんでしたという結果でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 聞き取りで法令改善ではないということを聞き取りされたということで、これは誤りで、この2,500万円というのは代替地の産業廃棄物の撤去費用であるという、ここも証言で確認されておられるんですか。

下村委員長 吉田課長。

吉田監査委員事務局長 法令改善に伴う追加は誤りで、産業廃棄物の撤去費用であるという旨の聞き取りに基づいて、書類の方を求めて調査しました。関係書類にはそういう積算の根拠の書類がありましたが、先ほども説明させていただいたように、種類により7,800万円から2,800万円弱の積算の資料は見つかりましたが、法令改善に関しての支出根拠の書類はなかったということでございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 支出に対する書類は見当たらなかったという。これで、証言に対する裏づけといえますのか、根拠、整合性ということか、そこらは完璧に成立するんでしょうかと思うんですけども。

下村委員長 増田委員。

増田委員 私もちよっと今のところ、産業廃棄物の部分です。職員の説明をしていただいた11ページの先ほど局長が読んでいただいた部分です。この証言によると、産業廃棄物の調査を行った。調べてみたら、産業廃棄物の種類によって非常に幅が、3段階に分かれた費用になるよと。それも含めて、再度終の郷と交渉に当たったということですね。証言の話はそれやと。

一方、12ページの判断の監査委員が判断されたのは、そういうふうな説明を受けて調べたけども、その調査を行った結果等の書類がないということ。調査等を行った根拠、産業廃棄物やから2,500万円を払う根拠がないので、先ほどご説明、どちらかがいただいた不正な支払いに当たるということの説明が先ほどからございました。

ところが、再度調べましたと。調べましようといって、後の話を今するべきかどうかはちょっと不信に思っているんで、もしの話をしてしまいますけども、懸念するのは、書類がないので再度調べました。調べた結果、こういうふうな産業廃棄物が確認できました。それに伴う支払いは、当然発生してくると。こういうことにもなってくるんでしょうかね。根拠がはっきりすれば支払う必要性も出てくるんでしょうかね。

下村委員長 吉田課長。

吉田監査委員事務局長 住民監査請求につきましては、2,500万円の支出が不正だということに基づいて、監査委員が監査した結果を勧告の内容で報告をされています。今、増田委員おっしゃった、実際産業廃棄物があれば、それで支払いはいいのではないかというふうな関係も背景にはありますが、公的な書類に基づいて支払いされているかいないかというのを、監査請求を求められましたので、公的な書類を調査した結果、正式な書類で支払いをされていなかったという判断をいたしました。ということで、わかりやすく申し上げますと、それはまた別の話になると思います。ここの勧告では、そこまでは及べない。調査の結果は報告をされていますが、それは別の問題になるかと思います。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 はい、わかりました。そういうことで資料がなかったということなんですけども、ちょっと私は疑問というかわからないのは、ほんだら実際に調査していないのか、しているのかというそのところです。職員はしているとおっしゃっている。しかしながら、監査していただいた書類の中にそれが含まれなかった、見つからなかった。隠蔽してるのか、どっちかですよね。隠しているか、破棄したか。そういうところまで波及してしまうんですけども、そうすると、先ほどの不当利得、もしそれが存在するとなれば、不当な支払いに当たらないというふうなところに、また訴えの内容が変わってくるのかなというふうな。こちらで書類が見つからなかった、見つけれなかったということが、この2,500万円の支払いの命令に直接影響してくる問題かなというふうに思いますんで、どの程度ボーリング調査の書類についてお調べいただいたのか。私も先に言わなあかんかってんけども、監査委員の監査の内容については、何も文句を言う、不信に思うとかそういうことは一切ございませんけれども、もし書類がなくて、再度調査したときの問題について、ちょっとご質問させていただいてということでございますので、もう一度どうなんですかね。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 多分監査委員の方は、請求なされたことについてのみしか、多分答弁できないと思いますので、全体についてのご質問ということで、私の方からご答弁させていただきたいと存じます。

増田委員も触れていただきました12ページのところの後段でございます。これは、もうちょっとあくまで法律的に厳密に切り分けて考えないといけないことでございますが、2,500万円の根拠については、今回の監査では判断がつかず、交渉により決定した経緯の書類も存在せず、この支出については根拠がないと言わざるを得ない。よって、本件移転補償契約の変更契約を締結した結果は、裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを乱用したものであり云々となっておりますが、先ほどから繰り返し申し上げておりますように、本来、例えば幾ら幾らのお金を支出しますよということであれば、そもそもその金額がなぜその金額になるのかということを確認をする根拠書類がついておって、どういった理由でこういったことをやるのかという理由がちゃんと書いてあってという一連の市の支出にまつわる書類が残っている

べきなのでございますが、そもそも今、調査の結果あるいは証言の結果、いろんな理由、こうではなかろうかということが言及はされておりますが、今、残っております資料についての2,500万円の支出については、これは本来あってはならないことなんです、根拠書類が一切残っていませんので、何をもとに2,500万円を出したかということがわかりません。そういった支出は、その手続自体が違法でございますので、違法な手続のもとに支出されたお金を受けておられたことに対して、損害を与えた者に対しては損害賠償請求、理由のない違法な支出を受け取られた相手方に対しては不当利得の返還請求をしていくという内容でございます。

委員お述べになられた内容については、また並行しての議論あるいは先ほど申しましたように、今、市は訴えられておりますので、その中でいろいろ明らかにしていかなければならないことだと考えております。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 私が懸念しているのは、先ほど今後の裁判の中でというふうにおっしゃっていたので、それはもうそれで、そこでいろいろとあると思うんですけど。調査をされて、それは相手側も調査をされていることは承知をされて、産廃についてどうするんだという議論の中で、条件をつけて、これとこれとこれと合計で2,500万円という追加の契約が成立したと。ところが、その時点で調査された資料というのはあったはずだと私は推測するんですけども、その後に調査した資料がなくなったことに対して、柘の郷に対しては不当な利得というふうなことを言えるのかどうか。なぜなら、市側の書類の紛失によって発生した根拠がなくなったということであるのかなど。その当時は根拠があったけども、その後、根拠がなくなった。要するに、資料がなくなったということなのか。初めから、調査イコール資料は存在せんかったのか。そのところが、どうも、職員の証言であれば調査をしましたと書いておるんで、ここの食い違いについては、私は非常に合点がいかんというか、誰かにもう一度聞きたいような気がするんですけど。

下村委員長 今の関連の質疑だけは聞いておきます。

川村委員。

川村委員 今、増田委員もおっしゃられた、まず、住民監査2、監査結果の通知の11ページのイの部分です。法令改善に伴う追加は誤りである。私は、ここの表現が曖昧だと思っているんです。実は、先ほど岡本委員が法令改善という名目の上で、当初の移転補償の中にその文言が入っているということでございました。ところが、その法令改善という名目のもとに補償費に含まれる法令改善に、さらに追加の項目が出てきた。それに伴う追加という表現でなかろうかというふうに、私は捉えました。そのためにボーリング調査をして、職員の証言で、2,500万円ぐらいの金額が相当だろうという一応の目安というのは出たんだろうかなど。その2,500万円が出たけれども、それは当初の移転補償の追加金額の2,500万円であるという、もともとの契約に戻った考え方が、その表現を使ったということについて、これは誤りであるというのは、本当に誤りの表現かなというのが、私のこれを読んでいた中での疑問点とい

うことなんですよ。だから、法令改善に伴う追加と、この表現が私には非常に重いわけなんです。ですから、これが後で職員が法令改善に伴う追加ということに至る調査が、産業廃棄物が入っていたという理由であっても、今の追加の2,500万円の理由に、産業廃棄物が入っていましたと書かない。法令改善に伴うもともとの補償に対しての追加やという表現は、完全に誤りなのかなというところに、私としてはもう少しいろんな背景を、この表現をもとにやるのであれば、産業廃棄物を調査するに至る書類が本当に必要なかどうか。ある意味が目安になったのかなというふうな解釈でいるわけです。

ですから、ここの部分だけ捉えて、3人がいろいろと、何でここの部分について断定的であるなど、非常に断定的で強い言い方であるなどというふうに思うというのは、いろんな捉え方があるということですので、当然、監査請求はこの今言うてる補償費の中に根拠のない書類があったのかどうかということや突かれるということは、別に間違いではないんですが、そのことを調べる、法令改善に伴う追加ということに当たるためにその行為をした。これについて、もう書面は要らないというふうな判断もあつたのではなからうかというふうな解釈に至っていますので、ちょっとこれは私の意見なんですけど、いろいろと私もこれに対して質問がありますので、これについて、もし意見があればちょっと教えていただきたい。

下村委員長 中井局長。

中井事務局長 監査の内容をこの場で審査するべきものではないと、私は理解しております。あくまでも、監査の経緯とかは質問に答えさせていただきますけれども、ここに書いてある内容まで入っていきますと、これはあくまでも監査の結果でございますので、それは答えることができないと思います。

下村委員長 そういうことで。

川村委員 関連なことで、またしかるべきところで聞かせていただきたいと思います。

下村委員長 関連ですね。

吉村委員。

吉村始委員 私はかなり素朴な疑問で、そもそもなんですけれども、結局、産業廃棄物が後で見つかりましたよというふうなことで、3つ試算、費用をやっているんですが、通常であれば、一般の感覚であれば、後で出てきましたよという、後で見つかりましたよということが明らかになった時点で、きちっと根拠をつけて、これに伴って産業廃棄物に伴う契約変更を普通にするればいいんちゃうのというふうに思うわけなんですけど、わざわざ別の項目立てをしているということ自身が、非常におかしいように私は思うわけなんですけど、もし答えていただければいいんですが、例えば実際工事にかかりましたと。その後に産業廃棄物が出てきましたよというふうなことがあつた場合は、通常はどのように処理するのですか。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 ただいまの吉村委員のご質問でございますが、私が承知をしております限りで、市の方でそういった実績があるかどうかというのは確認がとれませんので、ちょっと明確なお答えがこの場ではできないかと思っております。申しわけございません。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 もう時間なんで、今、いろいろとこういうふうな、議員としてこれを議決していくについては、採決に疑問があるというのが、いろいろ教えてもらいたいことがあるというのがはっきりしましたやろ、委員長。それで、今の吉村委員がおっしゃっているのも、工事の完成時期もあれば、いろんなことがあったんやろから、参考人で呼んで、何でこんなことになってんのかということも、そらやっぱり呼んでやれることであろうと思うし、今、市長にしても、副市長にしても、その経緯については、そら答えようも答えられへんの違うかなとは思いますが。そういうことで、委員長、もうだいぶ、私もいろいろなことが、まだまだ聞きたいことが残っておりますんで、この議決に対しては、早いこと採決できるように思いますけど、やっぱりちゃんと継続をして、審査をお願いしたいと思います。

下村委員長 今、西川委員から、15、16、17号議案の案件については継続に、皆さん方、まだまだ意見はあると思います。私もそう思うんで、継続審査にした方がよいのではなかろうかという意見が出ております。

あしたは本会議でございます。ですから、審議するのがもうこれで最後かなと思っております。

15、16、17号議案については継続審査ということになりますので、皆さん方、ご了解のほどよろしくお願い申し上げます。

ここで、委員外議員の発言の申し出があれば許可いたします。

梨本議員。

(梨本議員の発言あり)

下村委員長 ほかに。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

下村委員長 ほかに。

西井議員。

(西井議員の発言あり)

下村委員長 最後に、局長から一言何かあるそうですので。

中井事務局長 今、監査に誤りとかという発言がございました。この件に関しましては、この監査に対して疑義がある場合は、請求人のみが異議申し立てができることであって、第三者であるこういう議会であっても、監査に対しての異議は申し立てることができませんので、ご了解願いたいと思います。

下村委員長 そういうことでございます。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時05分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 下 村 正 樹